

[その他の審査項目(社会性)の記入方法]

項番 4 1 「雇用保険加入の有無」の欄 従業員が雇用保険の被保険者となったことの資格取得届を公共職業安定所長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合(役員のみ又は同居家族で構成の場合)等で適用除外の場合は、「3」を記入してください。

項番 4 2 「健康保険加入の有無」の欄 従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことの届出を日本年金機構又は健康保険組合に行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、従業員4人以下のため適用除外の場合は「3」を記入してください。適用除外承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合又は全国土木建築国民健康保険組合等に参加している場合も「3」を記入してください。

項番 4 3 「厚生年金保険加入の有無」の欄 従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことの届出を日本年金機構に行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、従業員4人以下のため適用除外の場合は「3」を記入してください。

※項番41、42、43について全員出向者で構成している場合 出向元又は企業グループで加入していれば適用除外になるため「3」を記入し、①出向契約書と②出向元で雇用保険、健康保険及び厚生年金に加入していることが確認できる書類を提出してください。

項番 4 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄 審査基準日時点で、(独)勤労者退職金共済機構と特定退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

※加入していても、一定の基準に達していない等で履行証明が発行されない場合は「2」を記入します。

項番 4 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄

審査基準日時点で、次のいずれかに該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。

- ア 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- イ 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- ウ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- エ 厚生年金基金が設立されていること。
- オ 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- カ 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- キ 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

項番 4 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄 審査基準日時点で、以下のいずれかと法定外労働災害補償契約を締結している場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。

- ① (公財)建設業福祉共済団
- ② (一社)全国建設業労災互助会
- ③ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行うもの。

④ (一社)全国労働保険事業組合連合会

⑤ 保険会社

※いずれも、次のア～エの要件をすべて満たしていることが必要です。

ア 業務災害と通勤災害の両方を対象としていること。

イ 直接の使用関係にある職員及び全ての下請負人を対象としていること。

ウ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること。

エ 全ての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること。

項番 ④ ⑦ 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄 審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員数が技術職員数の15%以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。(A)欄には2005帳票の技術職員名簿に記載した技術職員数を、(B)欄には、審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員数を、(B/A)欄には(B)欄の数値を(A)欄の数値で除した数値を百分率で記入してください。

項番 ④ ⑧ 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄 審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。(C)欄には、2005帳票の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日時点において満35歳未満の者の人数を、(C/A)欄には(C)欄に記載した数値を(A)欄に記載した数値で除した値を百分率で記入してください。

項番 ④ ⑨ 「CPD単位取得数」の欄 「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査対象事業年度内に取得したCPDの単位数(ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限)を記入してください。「技術者数」の欄は、技術職員名簿(2005帳票)に記載された人数とCPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)に記載された人数の合計を記入してください。(様式「CPD単位内訳一覧表」の「CPD単位合計」と一致)なお、令和5年4月1日講習受講分から技術職員の登録経理講習はCPD単位付与の対象となりました。(経営事項審査で認定するためには、取得単位数が証明できる場合に限り)それ以前の講習につきましては、単位付与の対象外となります。詳しくは、一般財団法人 建設業振興基金までお問い合わせください。

項番 ⑤ ⑩ 「技能レベル向上者数」の欄 「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者で、審査基準日以前3年のうちに国土交通省が定める認定能力評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けている評価の区分により1以上向上した技能者の数を記入してください。「技能者数」の欄は、技能者名簿(様式第5号)に記載された人数を、「控除対象者」の欄は、審査基準日の3年前の日以前に最上位の認定能力評価の区分に該当するとされた者の数を記入してください。

項番 ⑤ ⑪ 「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「えるぼし認定(1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入してください。

項番 ⑤ ⑫ 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入してください。

項番 ⑤ ⑬ 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。

項番 ⑤ ⑭ 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄 審査基

準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事(元請工事)のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。

(参考)「1」に該当する例

- ① 民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している
- ② (公共工事を1件も受注していない場合)民間工事の全てで該当措置を実施している
- ③ (民間工事を1件も受注していない場合)公共工事の全てで該当措置を実施している

「2」に該当する例

- ① 民間工事の全てで該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している。
- ② 民間工事の一部で該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している。

「3」に該当する例

- ① 上記「1」と「2」に該当しない場合②審査対象工事が1件もない(元請はなく、下請け工事のみを受注している)場合

項番 5 5 「営業年数」の欄 審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可または登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く)を記入し、表内の年号については不要のものを消してください。

項番 5 6 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄 平成23年4月1日以降の申立てに係る民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

項番 5 7 「防災協定の締結の有無」の欄 審査基準日時点で、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

※特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の第2条第1項に規定する特殊法人をいいます。市町村の外郭団体(財団など)はこの特殊法人等には該当しません。

項番 5 8 「営業停止処分の有無」の欄 審査対象事業年度に、建設業法第28条による営業停止処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。なお、入札参加資格申請における指名停止とは異なります。

項番 5 9 「指示処分の有無」の欄 審査対象事業年度に、建設業法第28条による指示処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。なお、入札参加資格申請における指名停止とは異なります。

項番 6 0 「監査の受審状況」の欄 審査基準日時点で、会計監査人を設置している場合は「1」を、会計参与を設置している場合は「2」を、公認会計士、税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験の合格者(項番53に計上した者)が、経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。(経理事務を外部の税理士等に依頼している場合は「4」になります。)

項番 **6** **1** 「公認会計士等の数」の欄 公認会計士及び税理士は、公認会計士法第28条に規定による研修を受講した者または所属税理士会が認定する研修を受講した者の人数を記入してください。1級登録経理試験合格者は、審査基準日において合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない人数を記入してください。

項番 **6** **2** 「二級登録経理試験合格者の数」の欄 二級登録経理試験合格者で、審査基準日において合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない人数を記入してください。

項番 **6** **3** 「研究開発費(2期平均)」の欄 会計監査人設置会社は、審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均を、会計監査人設置会社以外は、「0」を記入してください。(千円未満の端数は切り捨て)

項番 **6** **4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄 審査基準日時点で、自ら所有し、又は審査基準日から1年7か月以上のリースの契約を結んでいる、建設機械抵当法施行令別表に規定する「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」及び「モーターグレーダー」、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラー」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に掲げる「つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン」、同令第13条第3項第34号に掲げる「作業床の高さが2メートル以上の高所作業車」、同令別表第7第4号に掲げる「締固め用機械」及び同表第6号に掲げる「解体用機械」について、台数の合計を記入してください。

項番 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄 審査基準日時点で、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店に限定されている場合を除く)は「1」を、取得していない場合は「2」を記入してください。

項番 **6** **6** 「ISO9001の登録の有無」の欄 審査基準日時点で、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店に限定されている場合を除く)は「1」を、登録していない場合は「2」を記入してください。

項番 **6** **7** 「ISO14001の登録の有無」の欄 審査基準日時点で、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店に限定されている場合を除く)は「1」を、登録していない場合は「2」を記入してください。